

手数料一覧表  
＜型式部材等製造者の認証＞

(単位：円 非課税)  
(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の2の3の規定による)

1. 型式部材製造者の認証又はその更新：注1～注3 ・申請に係る工場1件につき	490,000 円
2. 外国型式部材製造者の認証又はその更新：注1～注3 ・申請に係る工場1件につき なお、当該申請に係る工場等の所在地に出張する場合は別途、規定に準じて算出した旅費を加算します。	390,000 円

注1. 既に型式部材等製造者の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする別の型式部材等につき新たに型式部材等製造者の認証を受けようとする場合  
申請1件につき 26,000 円

注2. 同時に行われる申請において、1の技術的生産条件で製造をする2以上の型式の型式部材等につき認証を受けようとする場合  
26,000 円に申請件数から1を減じた数を乗じた額及び上表1. 型式部材製造者の認証又は更新の申請に係る工場1件につき 490,000 円又は上表2. 外国型式部材製造者の認証又は更新の申請に係る工場1件につき 390,000 円 (申請に係る工場数の件数を1として算定したものとす。以下同じ) の合計額。  
(26,000 円 × (N(申請件数) - 1) + 490,000 円又は 390,000 円)

注3. 1の申請において、1の技術的生産条件で2以上の工場数において認証を受けようとする場合  
26,000 円に申請に係る工場等の件数から1を減じた数を乗じた額及び上表1. 型式部材製造者の認証又は更新の申請に係る工場1件につき 490,000 円又は上表2. 外国型式部材製造者の認証又は更新の申請に係る工場1件につき 390,000 円の合計額。  
(26,000 円 × (N(申請工場数) - 1) + 490,000 円又は 390,000 円)

注) 上記のアンダーライン部分は、平成26年4月1日に改正されました。